

## 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会定款第7条第4項の規定により、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

### (設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

### (構成)

第3条 委員会は、監事1名、職員1名及び外部委員1名の3名で構成する。

- 2 委員会に、委員の互選により委員長1名を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表するほか、委員会の議長となる。

### (委員の選任、解任及び任期)

第4条 委員は、理事会の決議によって選任し、会長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
- 4 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、会長がこれを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

### (委員の報酬等)

第5条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

### (招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

### (招集通知)

第6条の2 会長は、委員会の日日の1週間前までに、各委員に対して書面でその通知を発しななければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (推薦及び解任の提案)

第7条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。

### (評議員の選任)

第8条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と本会及び役員等との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第9条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、出席した委員長及び委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した委員の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成28年12月16日)

この規程は、平成29年1月18日から施行する。

附 則 (令和6年9月1日)

(施行期日)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。